

令和 6年 4月 2日

介護保険事業所御担当者 各位

旭川市福祉保険部指導監査課長

令和6年度報酬改定に係る届出について（再周知）

令和6年度報酬改定に伴い、各サービス種類において届出が必要な場合のうち、

- (1) 「高齢者虐待防止措置実施の有無」
- (2) 「業務継続計画策定の有無」

の**2つを「基準型」で届け出る場合のみ**電子申請にて届出が可能とさせていただいております。

上記(1)(2)の届出と併せて**他の加算等を届け出る場合については窓口持参での届出をお願いいたします。**

なお、既に電子申請にて上記(1)(2)と併せて他の加算を算定するために届け出た場合については、**再度、令和6年4月8日（月）までに窓口にて体制届等を提出してください（既に指導監査課より再提出の依頼があった場合を除く。）。**

※電子申請にて上記(1)(2)のみの届出を行った事業所等については再度届出を行っていただく必要はございません。

お手数おかけいたしますが、**届出前にはホームページ（介護サービス事業者向けトップページ）や電子申請の提出時の注意事項をよく御確認の上、届出を行っていただきますようお願いいたします。**

【連絡先】

旭川市福祉保険部指導監査課

〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目

旭川市役所総合庁舎4階

TEL：(0166) 25-9849

FAX：(0166) 26-7733